

市第113号議案

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する 条例の一部改正

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例

（横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第3号の次に次の1号を加える。

（3）の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第27条第7項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第28条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第28条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第56条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第66条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第66条第3号中「前2号」を「前3号」に改める。

第103条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第103条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第104条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第105条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

提 案 理 由

一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を一時保護施設等における児童指導員等の資格に追加する等のため、横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならぬ。

(第1号から第3号まで省略)

(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条
の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有
する者

(第4号から第10号まで省略)

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(職員)

第27条 (第1項から第6項まで省略)

7 第1項及び第5項の家庭支援専門相談員は社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(第8項及び第9項省略)

(乳児院の長の資格等)

第28条 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、内閣府令の

規定によりこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に
関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人
格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するも
のでなければならない。

（第1号及び第2号省略）

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条
の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こ
ども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

（第3号省略）

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める
者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は
内閣府令の規定によりこども家庭庁長官が指定する講習会の課
程を修了したもの

（アからウまで及び第2項省略）

（母子支援員の資格）

第37条 母子支援員は、次のいずれかに該当する者でなければなら
ない。

（第1号から第4号まで省略）

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（第5号省略）

（職員）

第56条 （第1項省略）

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の
資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従
事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなけ

ればならない。

(第3項から第6項まで省略)

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならぬ。

(第1号から第3号まで省略)

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(第4号から第10号まで省略)

(福祉型障害児入所施設の長の資格)

第66条 福祉型障害児入所施設の長は、次のいずれかに該当する者であつて、人格が高潔で識見が高く、福祉型障害児入所施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、市長が指定する講習会の課程を修了したもの

(児童自立支援施設の長の資格等)

第103条 児童自立支援施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、人材育成センター（こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条第1項の人材育成センターをいう。以下同じ。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(第3号省略)

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上）であるもの

(アからウまで及び第2項省略)

(児童自立支援専門員の資格)

第104条 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(第3号から第8号まで省略)

(児童生活支援員の資格)

第105条 児童生活支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(第3号省略)